

令和6年度 集団指導

<全サービス 共通1>

- 1.指定更新に係る届出について
- 2.加算に関する届出について
- 3.変更届出について
- 4.休止、廃止届出について
- 5.再開届出について
- 6.「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について
- 7.電子申請・届出システムについて
- 8.ケアプランデータ連携システムについて

酒田市高齢者支援課介護給付係

1.指定更新に係る届出について

- 介護保険法により事業所の指定は、6年ごとに更新が必要です。
- 指定有効期間満了日の2ヶ月前に個別に連絡を行いますが、各事業所においても有効期間満了日を把握の上、失念等により手続き漏れがないよう注意してください。
- 指定有効期間満了日については、別紙「指定の有効期間の満了日について」を参照し、確認してください。
- 様式は酒田市のホームページからダウンロードできます。有効期間満了の1ヶ月前までに提出してください。

酒田市HP> 健康・福祉> 介護保険> 介護保険事業関係・指定関係>地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の各種届出

- 申請書類は、窓口での提出または郵送での提出をお願いいたします。
- 申請内容について照会する場合があります。必ず事業所控えを作成して下さい。
- 現在休止中の事業所において更新手続きを行わない場合は、「廃止届」を提出してください。

2.加算に関する届出について

◆「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目（「施設等の区分」、「人員配置区分」、「その他該当する体制等」）に変更が生じる場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

◆届出日と算定開始時期

サービス種類	算定の開始時期
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・居宅介護支援	・ 届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から ・ 16 日以降になされた場合には翌々月から
・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）

◆加算の取り下げ、人員欠如による減算等は、判明した時点で速やかに提出してください。

◆様式及び添付書類一覧は酒田市のホームページからダウンロードできます。

3.変更届出について

- 厚生労働省令で定める事項（右の変更届出書に記載されている事項）が変更になった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。
- 建物の構造等の変更は現地確認を要するので、変更予定日の約1ヶ月前までに連絡してください。
- 「変更届出書」に必要書類を添付のうえ提出してください。
- 変更届出書の様式及び添付書類一覧は、酒田市ホームページからダウンロードしてください。

酒田市HP > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険事業計画・指定関係 > 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の各種届出

3.変更届出について

変更届に係る添付資料一覧

令和4年5月

◆以下の事項に変更があった場合は、変更があったときから10日以内に変更届出書を提出すること。
ただし、所在地や定員、建物の構造等の変更などは、現地確認を要するので、変更予定日の1ヶ月前までに連絡してください。

変更事項	添付書類	留意事項
事業所・施設(サテライトを含む)の名称	・改正後の運営規程(重要事項説明書、契約書を含む) ・付表	・事業所名が一字でも変われば別の事業所番号が付される。
事業所・施設(サテライトを含む)の所在地	・改正後の運営規程(重要事項説明書、契約書を含む) ・付表 ・位置図、平面図	・現地確認必要
申請者の主たる事務所の所在地	・登記事項証明書(原本)	
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書(原本) ・左記変更事項がわかる書類 ・誓約書	・証明書の発行まで時間がかかる場合は、発行され次第、変更届出書と併せてご提出ください。
登記簿謄本・条例等(当該事業に関するものに限る)	・改正後のもの(原本)	・証明書の発行まで時間がかかる場合は、発行され次第、変更届出書と併せてご提出ください。
事業所・施設の建物の構造、専用区画等	・変更前及び変更後の平面図 ・面積一覧表 ・写真	・平面図は修正箇所の色を塗ること。 ・現地確認必要
事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	・経歴書 ・変更する月の勤務割表 ・資格証等の写し ・辞令、雇用契約書等の写し ・誓約書	・経歴書は認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護を提供する場合のみ提出すること。 ・住所変更のみの場合は添付書類不要。
運営規程(重要事項説明書・契約書を含む)	・改正後の運営規程	・附則に改正年月日を追記すること。 ・営業日、営業時間等を変更した場合は、変更する月の勤務割表も提出すること。
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	・契約書の写し	・契約内容の変更の場合も提出すること。
利用者の定員	・付表 ・建物の構造概要及び平面図 ・設備、備品の概要 ・変更する月の勤務割表 ・協力医療機関との契約の内容	・建物の構造概要及び平面図、協力医療機関との契約の内容については、変更があった場合のみ提出が必要。 ・現地確認必要

変更事項	添付書類	留意事項
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	・変更内容が分かる書類	
本体施設、本体施設との移動経路等	・変更内容が分かる書類	
併設施設の状況	・変更内容が分かる書類	
介護支援専門員の氏名、登録番号等	・介護支援専門員証の写し ・変更する月の勤務割表 ・辞令、雇用契約書等の写し ・介護支援専門員一覧	

- 変更届出書の様式及び添付書類一覧は、酒田市ホームページに掲載してあります。
酒田市HP > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険事業計画・指定関係 > 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の各種届出

4. 休止、廃止届出について

- 廃止・休止届は、廃止または休止しようとする日の1月前までに提出して下さい。
- 利用者に十分説明し、理解を得て他事業所の紹介、居宅介護支援事業所等との調整、利用者への継続的なサービス提供のための便宜提供を行ってください。
- 利用者の移管先一覧（任意様式）を添付してください。
- 廃止・休止届出書は、ホームページに掲載してあります。

酒田市HP > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険事業計画・指定関係 > 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の各種届出

5.再開届出について

- 再開する場合は、当該事業に係る「従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類」の添付が必要です。
- 再開に伴い人員配置等に変更がある場合は、変更届の提出もしてください。
- 届出書は、ホームページに掲載してあります。

酒田市HP > 健康・福祉> 介護保険> 介護保険事業計画・指定関係> 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の各種届出

6. 「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について

- ・ 標記の届出書に係る提出と介護給付費等の国保連合会への請求について、令和6年4月より、「事務連絡令和6年1月26日酒田市健康福祉部高齢者支援課長「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について」のとおり運用しています。
- ・ 請求に係る問い合わせが多くある件について、留意事項および事例として考え方をまとめましたのでご確認の程よろしくお願いいたします。

7.電子申請・届出システムについて

(厚生労働省「電子申請・届出システムの利用開始に向けて」抜粋)

「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。**

厚生労働省では、申請・届出においては地方公共団体・事業所双方に負担軽減が期待できることを鑑みて、このシステムを利用することを推奨しています。

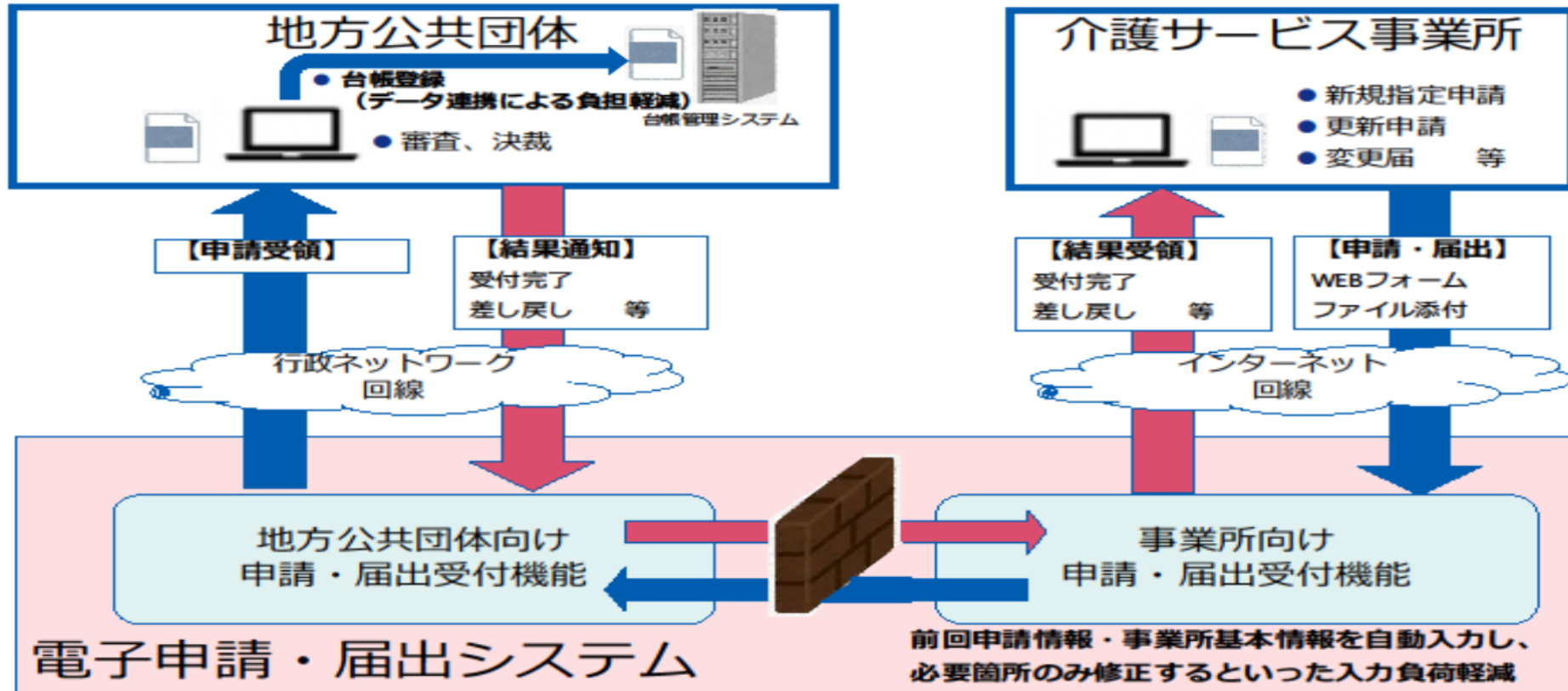
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

酒田市では令和7年1月から運用開始しています。

7.電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



8. ケアプランデータ連携システムについて

(介護保険最新情報vol.1109、1139より抜粋)

・国民健康保険中央会では、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムを構築しています。ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

・ケアプランデータ連携システム活用による効果

時間削減 4 1 1.6 時間／年、コスト削減 8 1.6 万円／年、
ライセンス料は 1 事業所あたり 2.1 万円／年（有効期間 1 年）

【期待できる効果】

記載時間の削減、転記誤りの削減、データ管理による文章量削減、介護従業者の負担軽減

【効率化による相乗効果】

利用者支援にかかる時間増、ケアの質の向上